

居宅介護・重度訪問介護サービス重要事項説明書

< 年 月 日現在 >

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0475-80-2102 (午前 8:30～午後 5:30 まで)

担当 (管理者) 伊井 妙子

ご不明な点がございましたら、お気軽にお電話下さい。

2 事業者の概要

名称・法人種別	医療法人社団 鎮誠会
代表者役職・氏名	理事長 李 笑求
法人所在地	千葉県東金市東岩崎2-26-14
電話番号	0475-55-8002
定款のために定めた事業	1. 病院 (季美の森リハビリテーション病院) 2. 病院 (令和リハビリテーション病院) 3. 診療所 (東金整形外科) 4. 診療所 (姫島クリニック) 5. 診療所 (季美の森整形外科) 6. 診療所 (千葉きぼーるクリニック) 7. 東金居宅介護支援事業所 8. 姫島デイサービスセンター 9. 九十九里デイサービスセンター 10. ショートステイ九十九里 11. とうがねヘルパーステーション 12. 山武市山武地域包括支援センター

3 事業所の概要

(1) 指定事業所番号及びサービス提供地域

名称	医療法人社団 鎮誠会 とうがねヘルパーステーション
指定事業所番号	1215300110
所在地	千葉県山武市姫島270-1
事業所の電話番号	0475-80-2102
管理者	伊井 妙子
サービス提供地域	東金市、山武市(旧成東町、旧山武町)、九十九里町

(2) 営業日とサービス提供時間帯

営業日	月曜日～日曜日
サービス提供時間帯	午前8:30～午後5:30

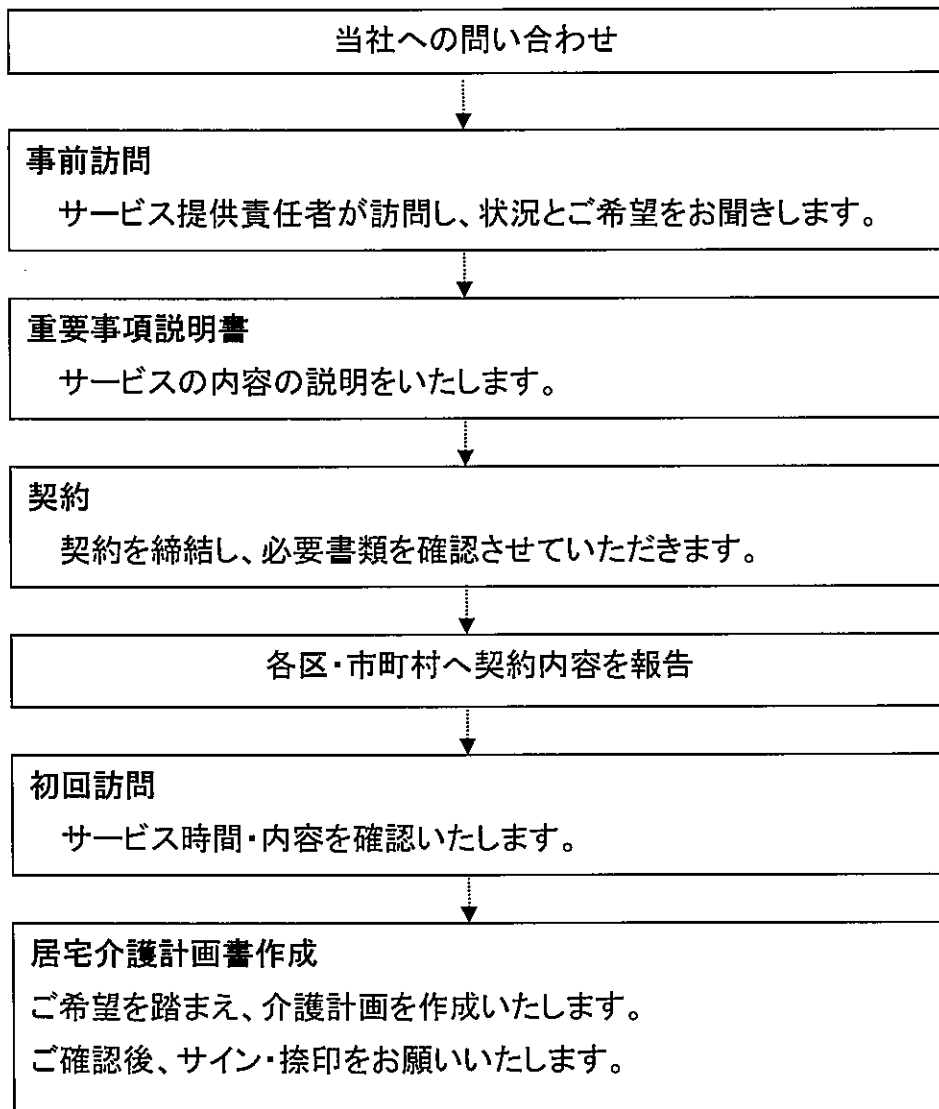
※ 年末年始はお休みとなります。

※ 上記以外のサービス提供時間についてはご相談下さい。

(3) 職員体制

	業務内容	計
管理者	事業所の業務管理(兼務)	1名 (常勤職員)
サービス提供責任者	訪問介護員の技術指導及び指定訪問介護の提供	1名以上 (常勤職員)
訪問介護員	指定訪問介護の提供	常勤換算 2.5名以上

4 サービス開始までの流れ



5 サービスの内容

身体介護	食事・入浴・清拭・排泄・衣服着脱などの、ご利用者の身体に直接接触して行う介助
家事援助	掃除・洗濯・調理・買い物代行などの日常生活の援助
重度訪問介護	重度の身体障害者で常時介護を必要とする方に居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービス掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。

6 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス利用者負担額

※居宅介護・重度訪問介護等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額（下表のとおり）の1割に相当する額をお支払い頂きます。

※山武市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.18円乗じた金額が料金となっています。

※居宅介護では福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ40.2%、重度訪問介護では福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ32.8%が一カ月の総単位数に乗じて計算されます。

居宅介護(身体介護)		居宅介護(家事援助)	
30分未満	256単位	30分未満	106単位
30分以上60分未満	404単位	30分以上45分未満	153単位
60分以上90分未満	587単位	45分以上60分未満	197単位
90分以上120分未満	669単位	75分以上90分未満	275単位
重度訪問介護			
1時間未満	(Ⅱ) 201単位	(Ⅰ) 214単位	
1時間以上1時間30分未満	(Ⅱ) 299単位	(Ⅰ) 319単位	
1時間30分以上2時間未満	(Ⅱ) 399単位	(Ⅰ) 422単位	
2時間以上2時間30分未満	(Ⅱ) 497単位	(Ⅰ) 527単位	

(2) 加算項目

○「初回加算」

初回時、利用者が過去2月に当該事業所からサービスの提供を受けていない場合に初回加算が加算されます。

○「緊急時対応加算」

利用者又はその家族等から要請される内容について緊急対応の必要性を判断し、介護計画上に位置づけられていないサービス提供の要請を受けてから24時間以内に行った場合に緊急時対応加算が加算されます。

加算された場合、下表の1割に相当する額をお支払いいただきます。

初回加算(月額)	2,000円
緊急時対応加算	1,000円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	基本料金の40.2%

(3) 交通費

※ サービス提供地域を越えて居宅介護等を提供する場合に要する交通費は実費をご負担いただきます。事業の実施地域を超えてから 20 円/km

※ 利用者様のご希望により、買物代行等でスタッフの車を使用した場合の交通費も実費をご負担いただきます。

・利用者様宅から目的地の往復距離に対して、1キロメートルあたり 20円

(4) キャンセル料

サービス利用前日の17時30分までに連絡を頂いた場合	無 料
上記までにご連絡をいただけなかった場合	基準額の50%

※但し、利用者様の様態の急変など緊急やむをえない事情がある場合は不要です。

(5) 支払方法

請求方法 サービスの利用料金は、毎月1日を起算日とする1ヵ月ごとに計算し、ご請求いたします。利用月の翌月10日に請求書を発行いたします。

支払期日 利用月の翌月の27日までにお支払下さい。

支払方法 口座振替になります。お手持ちの口座より振替が可能です。

(6) 利用者負担上限管理について

福祉サービス受給者証に記載されている利用者負担上限額管理事業者にその月のサービス利用実績を報告します。

当事業所が利用者負担上限額管理を行う場合は、ご利用中の他のサービス利用実績を回収し必要な手続きを行います。

《サービスご利用にあたって》

1) 訪問介護記録について

・サービス終了時に「訪問介護記録」を記入いたしますので、内容確認後捺印を頂きます。

記録保管につきましては終了から5年間保存致します。

・スタッフは、稼働前に前回の記録を確認いたしますので、所定の場所に保管願います。

2) 身分証について

・スタッフは常に身分証を携帯し、提示を求められたときはいつでも提示いたします。

3) サービスに使用する用具について

・サービスに必要な用具は、利用者様宅のものを使用させていただきます。

(洗剤・バケツ・オムツ・タオル・車椅子など)

・利用者様のお宅でサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様にご負担いただきます。

4) 車の駐車について

・スタッフは車で訪問いたしますので、事前にお聞きした場所に駐車させていただきます。

5) 医療行為について

・スタッフは医療行為が出来ませんので、ご理解下さい。

6) お願い

・サービスは、利用者様宅についてからの開始になります。

(サービス時間外でのお買い物はいたしません)

・スタッフとの個人的なお付き合いは、ご遠慮ください。

(個人の電話番号などはお教えできません)

・金品の受け渡しはご遠慮願います。

7 サービスの終了など

(1) サービスの終了

①利用者様のご都合での解約は、いつでも申し入れることができます。

契約終了を希望する7日前までに事業所に通知下さい。

②利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらずお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

③当事業所のやむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただくことがあります。

この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(2) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

①利用者が施設に入所した場合

②サービス受給者証の支給有効期間が満了し、その後支給決定がない場合

(所定の期間の経過をもって終了します。)

③利用者が亡くなった場合

8 虐待防止措置に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。虐待防止のための指
針を整備し、従業者に対し、研修を定期的実施します。なお、この措置を適切に実施するた
めの担当者を設置します。

9 身体拘束等の適正化に関する事項

事業所は、身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。身体拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者に対し、研修を定期的実施します。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項記録します。

10 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【ご家族等緊急連絡先】

氏名（続柄）	/
住所	
電話番号	

11 災害時・悪天候時の対応

地震等の災害時、雪や台風時の天候不良時、事業者は訪問時間や訪問日の変更や中止をお願いすることがあります。

※ 事業所の都合により、サービスの提供が出来ない場合は、キャンセル料は申し受けません。

12 業務継続計画（BCP）に関する事項

業務継続計画（BCP）の策定等に当たって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、定期的に計画を見直し、従業者に周知を図ります。また、その計画に従い必要な研修及び訓練を定期的実施します。

13 衛生管理に関する事項

感染症の発生又はまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、従業者に対し研修及び訓練を定期的実施します。

この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	(管理者) 伊井妙子
電話番号	0475-80-2102
受付時間	月曜日～日曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

	市町村名	担当	電話番号
	東金市	東金市社会福祉障害福祉係	0475-50-1167
	山武市	山武市社会福祉課	0475-80-2614
	九十九里町	九十九里町健康福祉課	0475-70-3162

また、都道府県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市区町村と連携しながら苦情対応を行っています。

窓 口	千葉県福祉サービス運営適正化委員会
電話番号	043-246-0294
受付時間	月～金 午前9時～午後5時 (祝祭日、年末年始を除く)

居宅介護・重度訪問介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

(所在地) 千葉県山武市姫島 270-1

(事業所名) 医療法人社団 鎮誠会 どうがねヘルパーステーション

(説明者)

() _____

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護・重度訪問介護の重要な事項について、事業所から説明を受けました。

年 月 日

利用者 _____

(住所) _____

(氏名) _____

代理人 _____

(住所) _____

(氏名) _____